

3章

「みどり」の施策の展開

1-1 施策の方向性と内容

基本方針から展開される、より具体的な取り組みの方向として、基本方針ごとに「みどり」の施策の方向性とその内容を示します。

【基本方針1】取手の原風景である潤いのある景観を保全します

【施策の方向性①】緑豊かな河川景観、田園景観の保全

取手市の特徴である利根川や小貝川等の河川景観と周辺に広がる田園景観はまちのイメージ形成において重要な役割を果たしています。これらの良好な自然環境を保全し、まちづくりの資源として活用していきます。

特に利根川、小貝川周辺に配置された取手緑地運動公園※、藤代スポーツセンター等、緑と水辺の拠点となる箇所については、魅力ある水辺環境の形成に努めます。

施策1	水辺環境の保全【継続】
内容	利根川や小貝川、北浦川や古利根の水辺空間と良好な河畔の緑地について、適正な保全を図ります。

施策2	水辺景観の魅力向上【継続】
内容	河川敷では周辺の眺望環境の整備を推進して水辺景観の魅力向上を図り、観光資源としてまちづくりに活用していきます。

施策3	田園景観の保全【継続】
内容	遊休農地の解消等を目的に行っているふれあい農園（貸し農園）事業を継続し、市街地周辺に広がる良好な田園景観を保全します。

施策4	都市計画制度※を活用した農地の保全【継続】
内容	都市計画法※に基づき指定される生産緑地地区※の制度を活用し、市街化区域※内の農地の保全を図ります。地区内の農地が適正に管理されるよう、生産緑地法※に基づき、農地の所有者等に対して必要な援助を行うとともに、特定生産緑地※の制度の活用を図ります。

施策5	農地の流動化の検討【継続】
内容	優良な農地を保全していくために、休耕地の貸し借りや売買（流動化）を促進し、農地として活用していくための仕組みづくりを検討します。農業従事者の方々へのアンケート調査等を行い、流動化の可能性のある休耕地の把握や活用方策について検討を行っていきます。

施策6	農に参加する機会の創出【新規】
内容	地域の新鮮な農産物を身近な場所で手に入れたり、野菜づくり等を通して生産者との交流ができるよう、農に参加する機会を創出します。市民農園の開設支援、農業ボランティアの育成等を行っていきます。

施策7	農を通した生活空間の充実【新規】
内容	農や食の文化を育む空間と生活を充実させ、居住者の地域意識が芽生えるよう、豊かな農地や、作物を有効活用した生活・交流空間の充実を図ります。農作物直売所等を交流空間として活用します。

施策8	農地を活かした交流拠点づくり【継続】
内容	広大な田畑が広がる北部地域や東部地域、西部地域の一部では、これらの農地を活かし、地域における交流空間の機能をさらに高めるため、利用者が自転車等で往来できるようなネットワーク※の充実を図ります。

【施策の方向性②】 市民緑地制度の活用、保存樹木・保存樹林等の制度の普及・啓発

歴史ある社寺林[※]や、屋敷林[※]等、ふるさとの風景といえる緑の景観を保全するため、条例に基づく保存樹林制度、保存樹木制度の普及・啓発を図ります。また、市民緑地[※]等についても制度の活用を推進し潤いと安らぎのある緑豊かな景観を保全します。

施策 9	地域の特色を活かした緑の保全・形成【継続】
内容	保全すべき社寺林 [※] ・屋敷林 [※] 、巨木・古木について、条例に基づく保存樹木制度を活用し、地域の特色を活かした個性豊かな緑の保全・形成を図ります。

施策 10	歴史あるみどりの周知【継続】
内容	歴史ある社寺林 [※] や、保存樹木に指定された巨木・古木等については、その価値を広く市民に周知して市民の理解と関心を高めます。

施策 11	緑地の保存制度の活用【継続】
内容	一定のまとまりある住宅地やその周辺に残された樹林のうち、市街地の無秩序な拡大を防ぐ樹林地、社寺林 [※] 等と一体となって歴史的・文化的価値を有する樹林地については、現行の保存緑地等指定制度の活用を推進します。

施策 12	近郊緑地保全区域 [※] の保全【継続】
内容	牛久沼の良好な水辺空間を活かして、近郊緑地保全区域 [※] を中心に良好な水辺環境の保全を図るとともに、牛久沼の周辺市や関係機関と連携を図ります。

【施策の方向性③】 斜面林の保全

丘陵部に残存する斜面緑地等地形的景観による原風景を保全するとともに、自然資源を活かした周辺環境の整備を推進し、魅力的な景観形成を図ります。

施策 13	斜面林の保全【新規】
内容	市街地やその周辺に見られる丘陵地等の斜面に存在する斜面林は本市の特徴的な景観を形成しています。保存が必要な斜面林等については、県の支援制度等も活用しながら、保全を推進するための土地所有者への情報提供を行い保全を図ります。

施策 14	斜面林保全※の優先度評価の実施【新規】												
内容	斜面林については、地域における重要性、安全性等から客観的な指標に基づき優先度を評価し、優先度に応じた施策を展開します。												
	<p>■優先度の評価の考え方（イメージ）</p> <p>斜面林保全※の優先度の評価方法は、地域における重要性、地権者の理解・協力、安全性を総合的に評価します。</p>												
	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td></td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>① 地域における重要性</td> <td colspan="5">← 低い 高い →</td> </tr> </table>		1	2	3	4	5	① 地域における重要性	← 低い 高い →				
		1	2	3	4	5							
	① 地域における重要性	← 低い 高い →											
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td></td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>② 地権者の理解・協力</td> <td colspan="5">← なし あり →</td> </tr> </table>		1	2	3	4	5	② 地権者の理解・協力	← なし あり →					
	1	2	3	4	5								
② 地権者の理解・協力	← なし あり →												
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td></td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>③ 安全性 (急傾斜地の指定有無等)</td> <td colspan="5">← 低い 高い →</td> </tr> </table>		1	2	3	4	5	③ 安全性 (急傾斜地の指定有無等)	← 低い 高い →					
	1	2	3	4	5								
③ 安全性 (急傾斜地の指定有無等)	← 低い 高い →												
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td></td> <td>1</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>①+②+③ 総合評価（優先度）</td> <td colspan="4">← 低い 高い →</td> </tr> </table>		1	5	10	15	①+②+③ 総合評価（優先度）	← 低い 高い →						
	1	5	10	15									
①+②+③ 総合評価（優先度）	← 低い 高い →												

**【基本方針 2】 スポーツ・レクリエーションの場として活用できる
緑と水の拠点およびネットワークを整備します**

【施策の方向性①】 魅力的な水辺環境の充実と緑地や公園との一体的な拠点の形成

取手緑地運動公園[※]、藤代スポーツセンター、取手グリーンスポーツセンター周辺、高井城跡公園・岡堰周辺、小貝川リバーサイドパーク周辺、北浦川緑地、神浦周辺地区を緑と水辺の拠点として位置づけ、市民が緑や水辺に親しみながら、スポーツ大会やスポーツ教室等を楽しめる場として利用できる公園や緑地としての機能を充実させます。

施策 15	オープンスペース[※]の確保【継続】
内容	取手緑地運動公園 [※] 、藤代スポーツセンター等の市街地に近接する区域については、総合的な運動公園 [※] として整備された機能を活用しながら、周辺施設とも連携を図る等、連続したオープンスペース [※] の確保を図ります。

施策 16	緑の拠点の環境と景観の保全【継続】
内容	取手グリーンスポーツセンターでは、健康づくりやスポーツ・レクリエーションの機能も有する緑の拠点として、良好な環境と景観の保全を図ります。

施策 17	歴史と一体となった環境整備【継続】
内容	取手緑地運動公園 [※] は、広い河川空間を活用してスポーツや川に親しむ活動の拠点としての機能の充実を図ります。また、小堀の渡しと取手駅周辺地域にある旧取手宿本陣染野家住宅等と連携して回遊性のある環境整備に取り組みます。案内板等を整備して、歴史に親しみ観光にも対応できる環境の整備に取り組みます。

施策 18	自然と歴史に親しむ拠点の利用のしやすさの向上【継続】
内容	高井城址公園、岡堰・中の島、岡台地の大日山古墳史跡の連携を図り、自然と歴史に親しむことができる拠点地区として利用のしやすさの向上を図ります。

施策 19	緑と水辺の拠点の利用のしやすさの向上【継続】
内容	小貝川リバーサイドパークは、藤代スポーツセンターや県南総合防災センター、フラワーカナル等周辺施設と一体となった緑と水辺の拠点として利用のしやすさの向上を図ります。

施策 20	緑と水辺の拠点の景観形成【継続】
内容	神浦周辺地区や岡堰は、緑と水辺の拠点として、魅力的な景観形成を図ります。

施策 21	井野小学校跡地の整備【新規】
内容	井野小学校跡地の緑のオープンスペース [※] は、周辺地区の子育て世代や高齢者等の世代別のニーズを踏まえ、地域との協働 [※] により遊具、休憩施設の設置等を検討し、整備を進めていきます。

【施策の方向性②】スポーツ・レクリエーションの機能も有する緑のネットワークの形成

緑と水辺の拠点を結ぶ、利根川、小貝川、相野谷川、北浦川、西浦川等の水辺の遊歩道、サイクリングロード等を整備し、スポーツ・レクリエーション機能を併せもつ水のネットワーク[※]や緑のネットワーク[※]を形成します。

また、水辺の遊歩道、サイクリングロードには、ベンチ等の休憩施設を整備し、機能の充実を図ることで、身近に水辺の自然を楽しむことができる環境づくりを推進します。

これらが充実することにより、市民全体の健康づくりのために、気軽に健康づくりに取り組める環境が整備され、子どもから高齢者までが健康で幸せに暮らせる「スマートウェルネスとりで[※]」の実現を目指します。

施策 22	水辺の環境づくり【継続】
内容	小貝川沿いの地区では県道取手常総自転車道線の利用を促進するとともに、遊歩道やベンチ等休憩施設の整備により、身近に水辺の自然を楽しむことができる環境づくりを進めます。

施策 23	サイクリングロード未整備区間の整備【継続】
内容	利根川沿い、小貝川沿いのサイクリングロード未整備区間については、ネットワーク [※] の連続性を確保し機能の充実を検討します。

施策 24	親水緑地[※]の整備【継続】
内容	稲戸井調節池の区域については、国や隣接する守谷市と連携しながら堤防を利用したサイクリングロード等の整備を進めるとともに、スポーツ施設等の整備を検討します。

施策 25	街路樹の維持・管理【継続】
内容	緑のネットワーク [※] として活用するために、幹線道路の既存の街路樹について、取手市緑化ガイドラインに基づき、適正な維持・管理に努めます。

【基本方針 3】市民のニーズに合わせて公園・都市緑地を改善・更新します

【施策の方向性①】既成市街地内におけるまとまったみどりの保全と質の高いみどりの充実

市内では市街化区域^{*}内でも街区公園^{*}の存在しない空白域が見られ、分布に偏りが見られます。空白域への公園・緑地の整備に向けて、地域に居住する市民との協働^{*}で身近に感じられる公園等の整備について検討します。

施策 26	公園の空白域への公園・緑地等の確保【新規】
内容	空白域への公園・緑地等の確保に向けて、空白域に居住する市民との協働 [*] で身近に感じられる公園等の整備について検討します。

施策 27	住宅地や事業所の良好な環境形成【継続】
内容	住宅地や事業所が混在する地区においては、道路沿線地域の緑化、緩衝緑地 [*] の創出等の配慮により、良好な環境形成を図ります。

施策 28	大規模工場と住宅地との共生【継続】
内容	住宅地の中の大規模工場においては、周辺の斜面緑地を緩衝緑地 [*] として保全する等、住宅地との共生に配慮した環境形成を図ります。

施策 29	自然資源の観光資源活用【継続】
内容	低地に広がる優良農地や丘陵地周辺の斜面林、利根川、小貝川や古利根の水辺空間等の自然資源を保全し、観光資源等として活用します。

施策 30	市民参加によるみどりの整備の推進・支援【継続】
内容	市民や自治会町内会、NPO 法人 [*] 、市民活動団体による公園づくり、公園管理、花壇整備、フラワーカナル整備 [*] 等の活動を推進・支援します。

【施策の方向性②】 必要な箇所への集中的な投資と効率的な維持管理に向けた公園・都市緑地等の改善・更新

人口減少や人口構成の変化に対応し、緑を充実させる場所、その他の機能を充実させる場所等を検討し、市民のニーズに応じた改修・更新等を行い、最適な状態を維持できるよう公園・都市緑地*等の再整備を進めます。

公園のバリアフリー化を進め、高齢者や障がい者等にも配慮した、すべての人にとって利用しやすい環境を整備します。

施策 31	公園施設の長寿命化対策【継続】
内容	取手市都市公園*施設長寿命化計画に基づき平成 29 年度より 10 年間の計画期間において、対策優先順位の高い公園の遊具、休憩施設等の改修・更新の長寿命化対策を継続して行います。

施策 32	公園のバリアフリー化【継続】
内容	多くの人々が日常的に利用する公園については、高齢者や障がい者をはじめすべての市民が安心して利用できるように新たな公園や再整備にあわせバリアフリー化を図ります。

施策 33	緑の適正な維持管理と集客施設の緑化【新規】
内容	駅周辺等の拠点性の高い施設や、公共施設の植栽地等については、適正な維持管理に努めます。また、集客施設については、積極的な緑化の呼び掛けを行います。

施策 34	ニーズを踏まえた公園整備【継続】
内容	遊具、休憩施設等の改修・更新や、施設内の樹木の植栽、伐採等について、子育て世代や高齢者等の世代別のニーズを踏まえ地域と協議し、実施します。

【基本方針4】防災拠点となる緑を確保します

【施策の方向性①】市街地に近接した緑地やオープンスペースの計画的な整備

市街地に近接した取手緑地運動公園[※]、藤代スポーツセンター、北浦川緑地等の大規模公園等は防災広場として、多様な役割を併せ持つ場所として計画的に整備します。

施策 35	都市内の緑環境の整備【継続】
内容	都市内の緑環境は、生活に潤いを与えるとともに火災発生時には延焼及び飛火を防止する延焼遮断帯としての機能や、緊急時の避難場所としての機能も有する等、多面的な役割を果たすことから、今後も公園・緑地の充実を図り、みどりを身近に感じることができる都市環境の整備を推進します。

施策 36	市民緑地[※]の整備【継続】
内容	平常時においては市民に潤いを与え、火災時等には消防活動等の場となる市民緑地 [※] の整備を推進します。

施策 37	公園・緑地の積極的な整備【新規】
内容	新たな市街地の拡大にあたって整備される公園・緑地等については、環境保全、防災、レクリエーション等の機能の確保を考慮しながら、地区内の緑を計画的に確保するために、積極的な整備を推進します。

施策 38	井野小学校跡地の避難場所等への活用【継続】
内容	井野小学校跡地は、公園として整備するとともに、これまでの小学校が担ってきた避難場所等の防災機能を継続して活用できるよう整備を図ります。

【施策の方向性②】 公園や都市緑地における災害時の避難場所としての機能の維持

藤代スポーツセンター、とがしら公園、北浦川緑地等の大規模公園等は防災拠点や広域避難場所等の災害時における活動拠点になります。このため、これらの大規模公園では、耐震性貯水槽や備蓄倉庫等災害応急対策施設の充実を図ります。

施策 39	防災機能の充実【継続】
内容	大規模公園等においては、防災拠点や広域避難場所等災害時における活動拠点として、耐震性貯水槽や備蓄倉庫等災害応急対策施設の充実を図ります。

施策 40	多目的機能[*]の確保【継続】
内容	新規に設置される公園・緑地については、災害時の多目的利用を考慮し、必要な機能を確保します。

施策 41	避難場所としての整備【継続】
内容	広大な河川敷については、避難場所として活用するため、誘導案内の設置等、緊急時に避難を円滑に行うための整備を進めます。

【基本方針 5】 市民や自治会町内会、NPO 法人、市民活動団体、事業者との協働・連携による緑化活動を推進します

【施策の方向性①】 市民や自治会町内会、NPO 法人、市民活動団体、事業者との協働・連携による公園再整備や環境にやさしい質の高いみどり豊かなまちづくりの推進

老朽化した施設・遊具等、公園の再整備を行っていくにあたり、市民や自治会町内会、NPO 法人[※]、市民活動団体、事業者の協働[※]によりニーズを反映した公園の計画・再整備を行うとともに、再整備後の維持管理や利用方法についても合意形成を図っていきます。事業者による緑化及び緑地の維持、公共施設の緑化及び緑地の維持についても、市民や自治会町内会、NPO 法人[※]、市民活動団体、事業者との協働[※]により、環境にやさしく、質の高いみどり豊かなまちづくりを積極的に推進します。

施策 42	地元との協働 [※] ・連携による潤いのある都市空間の形成【継続】
内容	本市の特徴である利根川、小貝川及び周辺緑地等の自然環境や美しい田園風景を将来にわたって保全していくために、行政と市民や自治会町内会、NPO 法人 [※] 、市民活動団体、事業者等、多様な主体による利用・管理の推進を図ります。 それらを活用した地域活性化に資する公園等の拠点の保全、整備を図り、自然豊かな潤いのある都市空間の形成を目指します。
施策 43	緑地等の積極的な保全・管理【継続】
内容	まとまった山林や畑等の自然・緑地等が残されている地域については、本市に潤いを与える貴重な地域資源として、地権者の協力を得ながら、行政と市民や自治会町内会、NPO 法人 [※] 、市民活動団体、事業者等、多様な主体の協働 [※] による、積極的な保全・管理を図ります。
施策 34	ニーズを踏まえた公園整備【継続】〈再掲〉
内容	遊具、休憩施設等の改修・更新や、施設内の樹木の植栽、伐採等について、子育て世代や高齢者等の世代別のニーズを踏まえ地域と協議し、実施します。

施策 44	緑の活動に関するネットワーク※づくり【新規】
内容	市内の緑化活動を推進するために、市民や自治会町内会、NPO 法人※、市民活動団体、事業者が連携してより効果的、効率的な緑化活動が展開できるよう、活動報告会等の情報交換や交流の場づくりに努めます。

施策 45	緑化支援制度・助成制度※による緑化の推進【継続】
内容	緑豊かな街並みづくりを支援するために、助成金の交付等、様々な支援を行います。 緑化支援については、要綱等を明文化した制度の創設を検討します。

施策 46	オープンガーデン※の検討【新規】
内容	オープンガーデン※とは、個人の庭を一般の方に公開するもので、イギリスで生まれました。花や緑を通じて個人の庭が人々のふれあいの場となり、その活動が街並みにまで波及していくことを期待して、「とりでオープンガーデン※」の開催を検討します。開催にあたっては、市民団体等と協働※で事前の周知方法や誘導の仕組みづくり、支援策について検討します。

施策 47	未利用地を活用した多様なコミュニティガーデン※づくり【新規】
内容	市内には、既成市街地※内に未利用地が多く存在しています。これらの未利用地を、暫定的に様々な利用ができるコミュニティガーデン※として活用していくための支援や情報提供等を行う仕組みづくりを検討します。

施策 48	緑のカーテンコンクールの実施【継続】
内容	夏の日差しを遮り、節電にも貢献する緑のカーテン。これまでも開催してきた「緑のカーテンコンクール」を継続して開催し、緑に関する意識や関心を高め、緑や花づくりにかかわる取り組みを促進していきます。

施策 49	環境学習の支援・推進【継続】
内容	学校と連携し、次世代の緑を受け継ぐ子どもたちが、環境学習を通じて緑のすばらしさ、機能、役割等を学ぶことができるよう、今後も自然観察会、自然体験授業等を支援・推進していきます。

施策 50	土地所有者間における情報共有の推進【継続】
内容	樹林地の保全を推進するため、保全活動の必要性や活動に対する理解を得るなど、樹林地所有者間での情報共有を支援していきます。

施策 51	緑の保全活動の担い手づくり【新規】
内容	緑の保全活動に必要な知識や技術の普及を図るため、保全活動の入門講座を開催する NPO 法人 [※] や市民活動団体の活動を支援し、担い手を育成することに努めます。

施策 52	緑に関するイベントの開催【継続】
内容	市民が楽しみながら参加や体験ができるよう、フラワーカナルで開催される「ふれあいの森コンサート」等の四季折々の行事や魅力あるイベントを展開していきます。また、市民による緑にかかわる様々なイベントについても積極的に支援します。

施策 53	市民との協働[※]による緑の地域資源の発掘【新規】
内容	市民の方々の協力のもとに、行政だけでは対応できない地域のきめ細かな自然環境や巨木等の情報収集、地域資源の発掘を行っていくものです。 得られた調査結果は行政で行う調査を補完する貴重な資料として活用し、自然環境や緑の資源の保全に役立てていきます。

施策 54	緑に関する情報提供の実施【継続】
内容	緑とふれあう機会の増進や緑にかかわる活動への参加のきっかけとなるよう、緑に関する情報を積極的に提供していくものです。 緑の保全・創出にかかわる制度や公園緑地の利用ガイド、緑にかかわる市民や自治会町内会、NPO 法人 [※] 、市民活動団体の活動成果や民間事業者による優れた緑化事例等の紹介を、ホームページ・広報とりで等により行っていきます。

【施策の方向性②】 各種制度の充実や見直し等によるまちなかのみどりの創出

市民によるまちなかのみどりを創出するために、取手市では「グリーンバンクとりで」、「取手市緑の保全と緑化の推進に関する条例」、「開発行為等に係る緑の保全と緑化の推進」等を定めて、みどりの創出を推進しています。

また、市民や自治会町内会やNPO 法人^{*}、市民活動団体による、自然・環境学習や緑化についての活動も支援しています。

今後、これらの制度の拡充を図りつつ、市民やNPO 法人^{*}、市民活動団体との協働^{*}による持続的なみどりの創出や維持管理を推進します。

施策 55	取手市優良緑化施設認定制度[*]【新規】
内容	潤いのある住宅の景観を創出するため、住宅地内への緑化等積極的な緑化施策を推進します。また、個人的な取組みにとどまらず、街全体の緑化を目指すため、緑化認定制度の導入を検討します。

施策 30	市民参加によるみどりの整備の推進・支援【継続】〈再掲〉
内容	市民や自治会町内会、NPO 法人 [*] 、市民活動団体による公園づくり、公園管理、花壇整備・フラワーカナル整備 [*] 等の活動を推進・支援します。

施策 56	みどりの創出のための制度の活用【継続】
内容	市民や自治会町内会、NPO 法人 [*] 、市民活動団体、事業者との協働 [*] によるみどりの創出を推進するために、花の種や苗の配布といった支援制度等の拡充を図ります。

施策 57	計画の推進に向けた役割分担【新規】
内容	緑の現状や緑に対する社会的・時代的要請を踏まえながら、市民、土地所有者、団体（自治会町内会、NPO 法人 [※] 、市民活動団体）、事業者、そして市が、それぞれの役割を果たすための役割分担を検討します。

■市と市民の役割分担の概念

